

平成24年9月15日

大阪地裁判決に関する「日本精神神経学会」声明

日本精神神経学会

理事長 武田 雅俊

平成24年7月30日に大阪地方裁判所第2刑事部は、アスペルガー症候群を有するとされる42歳の男性被告人に対し、懲役16年の求刑は軽きに失ずるとして、殺人罪の有期刑の上限である懲役20年を言い渡した。被告人は30年間のほとんどを自宅で引きこもる生活を送っていたが、同居していた母親が施設入所したため、数少ない支援者となった姉を逆恨みして、包丁で突き刺し死亡させたとされている。

判決要旨では、「被告人が十分に反省する態度を示すことができないことにはアスペルガー症候群の影響があり、通常人と同様の倫理的非難を加えることはできない」としながら、「十分な反省のないまま被告人が社会に復帰すれば、(中略)、本件と同様の犯行に及ぶことが心配される」うえに、「社会内で被告人のアスペルガー症候群という精神障害に対応できる受け皿が何ら用意されていないし、その見込みもないという現状の下では、再犯のおそれが更に強く心配されるといわざるを得ず」、結論として「被告人に対しては、許される限り長期間刑務所に収容することで内省を深めさせる必要がある」としている。

本学会は精神科医療に携わる専門家集団として、これまで精神障害者に関わる保健・医療・福祉分野に関連したさまざまな事象に関心を寄せ、必要な場合には見解、意見を表明してきたが、今回の大阪地裁の判決はわれわれにとって看過できない問題点を含んでいる。今回の判決には多くの問題点が認められるが、精神科医療保健福祉の領域から見ると、以下の3点は特に重大な問題である。

(1) アスペルガー症候群は再犯の可能性が高いとして読み取られること。

この判決は、アスペルガー症候群に対する裁判員・裁判官の無知と無理解に基づくものと考えざるを得ず、この障害に対する社会の差別、偏見をますます助長することになる。アスペルガー症候群を有する者が犯罪を起こしたときに、社会の中で障害に

対する適切な支援を受けられず、追い込まれた結果として犯罪に至ったというケースを見ることはある。しかしアスペルガー症候群を有することが犯罪に結び付きやすいというデータは全くないし、この障害と反社会性は全く関係がない。本判決の内容は、あたかもアスペルガー症候群が危険であるかのような誤解を招来し、その点でもこの障害に対する差別、偏見を助長するものである。

(2) アスペルガー症候群の再犯のおそれに対して、社会的支援の充実を求めるのではなく、その解決を「許される限りの長期拘禁」に求めたこと。

おりしも現在、わが国は国連の障害者権利条約を批准するために、さまざまな法律、制度の整備を進めているところである。この障害者権利条約第14条は「いかなる場合においても自由のはく奪が障害の存在によって正当化されないこと」を締結国に強く求めている。障害を有する者が社会の中で困難を抱えたとき、社会はその者が障害を有した状態でも、希望を持って社会生活を送ることができるよう適切な支援の提供に努めなければならない。わが国が障害者権利条約を批准するということは、そのような共生社会を目指すということなのであり、本判決はこれと正反対の決定となっている。また、平成16年発達障害者支援法制定以降、今だ不十分とはいえ全国で発達障害者支援センターが設立されるなど、発達障害者支援システムの確立を目指しつつある。本判決は、このような社会的支援の充実を求める方向性を否定し「受け皿がないし、その見込みもない」という誤った認識をもって、アスペルガー症候群の「再犯のおそれ」に対する解決を「許される限りの長期拘禁」に求めており、到底許されることではない。

(3) 障害を理由に予防的拘禁が許されると認めたこと

本学会はこれまで長年にわたって保安処分制度に関する議論を重ねてきた。その中で本学会は昭和46年に「保安処分に反対する決議」を採択し、一貫して保安処分反対の立場を明確にしている。病気もしくは障害と犯罪行為との関連が明確とならないまま、病気もしくは障害を理由として、通常には行われぬ予防拘禁を行うことは明らかに法の下での平等に反しており、重大な人権侵害である。

以上のように本判決は、障害者に対する無理解、偏見と差別を助長し、障害者が社会で生活する権利を脅かし、法の下での平等をも脅かすものである。本学会は、今回の判決が持つ重大な問題を指摘することにより、控訴審において本判決の誤りが正され、また今後あらゆる司法の場で、このような誤りが起こらないことを求めるものである。

以上